

内容を事前に十分説明し、理解を得ておくことが重要な要素と考えており、仮に、我が国が我が国の法令に基づき活動を中断したとしても、それをもって他国との信頼関係が損なわれるということは考えておりません。

この点、ゴラン高原のPKO、UNDOFについて、民主党政権下である平成二十四年に、シリア情勢の悪化に伴って、我が国の要員の安全を確保しつつ、意義のある輸送活動を続けるということとは困難との理由から、派遣部隊を撤収させることとしましたが、この際も、国連や関係国との十分な調整により、国連やその他の関係国との信頼関係を損なうことなく活動を終了いたしました。以上です。（拍手）

○議長（大島理森君） 太田和美君。

〔太田和美君登壇〕

○太田和美君 維新の党の太田和美です。

私は、維新の党を代表して、ただいま議題となりました安全保障関連二法案につきまして、安倍内閣総理大臣に質問をいたします。（拍手）

日本を取り巻く極東の軍事バランスと、世界の安全保障情勢が近年大きく変化している中で、我が国の存立と国民の生命や財産を守るため、また、国際社会の平和と安全に向けた責務を果たしていくために、安全保障体制構築の必要性については一定の理解を示すところであります。

しかしながら、その守るべき国民の皆さんの中で、今回の法改正に対する不安がピークに達しているということを総理は本当に理解されているの

でしょうか。

先週末、二十三、二十四両日に毎日新聞が実施した全国世論調査では、集団的自衛権の行使など自衛隊の海外での活動を広げる安全保障関連法案について、反対との回答が五三%で、賛成の三四%を大きく上回っております。安保法案を今国会で成立させることにしても、反対が五四%を占め、賛成は三二%。同じ与党内の公明党支持層でも、いずれも反対が賛成を大きく上回っています。これまでの他社の世論調査でも同様です。

さきの大戦のみならず、これまで我が国がかかわってきた全ての戦争でもそうであったように、大抵、自国の防衛という名目がその戦いの端緒となるのが歴史の教訓であります。

今回の法改正では、そういった国家権力の行使や暴走に対して歯止めをかけられているのか、これによって再び我が国に戦争の惨禍が起こるのではないのか。戦後の安保政策を大転換させ、国の形を変える今回の法改正議論において、国民の不安を払拭し、歴史の審判にたえられる議論によって、現在の国民のみならず次世代への責任を果たすことができるのか。今、国権の最高機関たる国会に籍を有する全ての議員の判断が問われております。

期限を夏までと決めて先を急ぐ安倍総理は、本当に国民の皆さんの不安の声に耳を傾けていると言えるのでしょうか。

さらに、今回の安全保障法制の整備については、女性の視点からも考える必要があります。現在の安倍内閣では、四名の女性閣僚が登用さ

れるとともに、女性の活躍推進に取り組んでおられます。

国会会の施政方針演説において安倍総理は、戦後以来の大改革の一つとして女性活躍を挙げ、私は、女性の力を強く信じます、家庭で、地域で、社会で、職場で、それぞれの場で活躍している全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝くことのできる社会をつくり上げてまいりますと述べられております。

私は、このような安倍総理の女性の活躍を推進する取り組みには、賛同し、支持するものであります。

しかし、安倍総理、さきの米国議会における演説で、紛争下、常に傷ついたのは女性でした、私たちの時代にこそ、女性の人権が侵されない世の中を実現しなくてはなりませんとも述べられているではありませんか。にもかかわらず、今回の法制の整備については、特に、女性の理解も得られていないとは言える状況にはありません。

先ほど指摘した毎日新聞の世論調査で、反対五三%、賛成三四%と指摘いたしました。女性だけだと、反対が五六%にふえ、賛成はたった二四%にしかなりません。

また、昨今掲載された記事によると、麻生副総理の派閥所属議員の奥様に、今回の法改正の役割の担当者が説明したところ、全く理解をされなかったという話まで出ております。

世の女性たちが、夫を、家族を、子供たちを戦争に巻き込またくないという思いや不安を抱くのは当然のことです。御自身の奥様にすら理解いた

だけないものを国民に理解いただくということは、並大抵のことではありません。

総理、今回の法整備は、国民、野党の声に耳を傾けながら、女性が紛争で傷つくことのないものに仕上げていくことが必要であると考えますが、こうした声に耳を傾けていくおつもりがあるのかどうか、安倍総理の見解をお伺いいたします。

我が国は、さきの戦争の反省に基づき、憲法第九条のもとで、紛争当事者にならないことだけではなく、紛争の一方に加担することのない外交・安全保障政策をとってまいりました。多額のODAを供与し、国際社会から高い評価を受けてきました。

また、長い審議の結果成立したPKO法に基づく自衛隊によるPKO活動も高い評価を受けています。さらに、米国同時多発テロ後にはテロ対策特措法を成立させ、インド洋上で補給支援活動を行い、イラク戦争後はイラク人道復興支援法を成立させるなど、これまで長い議論と国民的理解を積み重ねて外交・安全保障政策を築いてまいりましたが、今回、安倍政権は、これまでのよき伝統や議論の積み重ねを無視し、憲法改正がなければ不可能としてきた集団的自衛権の行使について、国会での議論を経ないまま、閣議決定だけで憲法解釈を変更し、既成事実をつくってしまいました。その後、その新しい憲法解釈に基づくガイドラインを米国側と先行合意し、次いで、その根拠となる法案を今国会に後づけで認めさせようとしております。

これでは、国民的合意のない恣意的な憲法解釈

を許し、憲法の信頼性も傷つけてしまいます。総理は、立憲主義をどのようにお考えでしょうか。お答えください。

我が国は、日米安保条約に基づき、米軍に基地を提供しています。さらに、在日米軍駐留経費の一部を昭和五十三年度から日米地位協定の範囲内で負担し始め、昭和六十二年からは、日米地位協定の特則である特別協定を締結して、駐留軍等労働者の基本給や訓練移転費、光熱水料等の負担を負っています。我が国は、既に日米安保条約による義務以上の負担を担っているのです。

それにもかかわらず、近年、中国の海洋進出が著しく、尖閣諸島周辺でも中国公船が領海侵犯を繰り返している中で、こうした中国の脅威に対抗するため、政府は、今回、米側の期待に最大限応えることで同盟の深化を進めようとしています。過去二回のガイドラインの改定が米側から提案されたのに対し、今回の改正や安保法制見直しは日本側から提案されたことは、こうした日本政府の立場を反映したものとと言えますが、我が国が担うべき負担のあり方を含め、日米関係の現状に対する評価と日米両国による国際貢献の今後の姿について、総理の考えをお伺いいたします。

自民党は、衆議院の特別委員会で審議時間を八十時間と考えているようです。また、安倍総理は、訪米の際に行った演説で、この夏までに成就させますと述べられました。

しかし、先ほど触れました衆議院の特別委員会でのPKO法案の審査では、審査時間こそ八十七時間四十一分でしたが、三国会にまたがって審査

が行われました。

今回の安全保障法制の整備は、間違いなく、戦後の我が国の安全保障政策のみならず、日本という国家のあり方を大きく変える分岐点になります。このような法案審査に当たっては、ゆめゆめ、審査時間ありき、成立時期ありきではなく、議論を尽くした結果として、国民、特に女性の理解が得られるようになったときに初めて採決が行われるべきだと考えます。

安倍総理には、決して与党に審査の強行を促すことはしないというお約束をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。法律案については、さまざまな論点があります。これまでできないとされていた、集団的自衛権に基づく武力行使ができる状況、すなわち存立危機事態とは一体どのようなものなのか、自衛隊は地球の裏側でも武力を行使することになるのか、今回の改正により拡大される自衛隊の武器使用によって、平和に貢献するつもりが紛争を助長することにならないのか、また、我が国が紛争に巻き込まれることはないのかなど、疑問は尽きません。そこで、多くの論点の中で、まずは、我が国による武力行使の歯どめについてお伺いをいたします。

自衛隊を海外に派遣するに際しては、海外派兵を行ってはならないという憲法上の大原則があり、安倍総理もこの原則を尊重する旨答弁をしております。そのため、湾岸戦争のような事態では、戦闘に参加することはないとしています。

また、さきの党首討論でも、外国の領土に上陸

をしていつて戦闘行為を行うことを目的に武力行使を行うというものはありませんし、あるいは、大規模な空爆をともに行う等々のことはないとも述べられました。

しかし、憲法上許されているのは、武力行使の目的を持たないで部隊を他国へ派遣することだけであるにもかかわらず、ホルムズ海峡が機雷封鎖されたような場合、新三要件に該当すれば、武力の行使に該当する機雷除去が可能であるとしていきます。

ホルムズ海峡に公海部分はありません。新三要件に関する政府解釈は、海外派兵を禁止する憲法の大原則と明らかに矛盾しています。したがって、法律案に、存立危機事態においては他国領域での戦闘行為ができないと書かれていないならば、安倍総理の答弁は空証文となってしまうです。

法律案に他国領域での戦闘行為ができないと明記しない理由について、総理にお伺いしたいと思います。

また、中谷防衛大臣は二十二日の記者会見で、法案をめぐって、自衛隊員のリスクが増大することはないという認識を示されました。

集団的自衛権を容認する憲法解釈の変更に伴う活動の拡大や、これまで戦闘地域から隔絶された非戦闘地域や後方地域に限定してきた自衛隊による外国軍隊の後方支援について、現に戦闘行為が行われている現場でなければ可能となるなど、今回の法改正では、自衛官の活動地域が戦闘地域に近づくことなどから、危険にさらされるリスクが高まり、戦闘行為に巻き込まれるおそれも格段に

高まることは明白な事実です。それにもかかわらず、リスクが増大することがないという発言はどうかということなんでしょうか。

活動拡大の必要性とそれに伴うリスク、双方を説明した上で、必要性が高いからリスクがあってもやらなければいけないと説明を尽くすのが政府の責任ではないでしょうか。法整備による抑止力強化によるリスクの変化の観点ではなく、自衛官の活動範囲の拡大という点からの自衛官のリスクの増大についてどのよう考えますか。中谷大臣本人の釈明と、それについての総理の見解をお伺いいたします。

いずれにせよ、今回の安保法制の改正において、審議すべき論点は山積しており、この法案が戦後日本の安全保障政策の大転換とされている以上、国民的理解を得るため、国会の場で十二分な審議をとって徹底審議をしなければならないのは当然のことです。

安倍総理のように、さきに米国での議会演説で夏までの成立を約束したり決意を述べたりすることは、国会の軽視、国民への説明の軽視にほかならず、断じて許容することはできませんし、猛省を促すものであります。

維新の党は、国民に積極的に賛成していただける法整備を行うため、論点を整理し、対案を準備しております。

我が党は、現時点では政府案に対する賛否を決定していません。なぜなら、政府・与党が納得のいく説明をできるのか、また、国民の不安を払拭するための我々の提案を受け入れて、今回の法整

備を国民の賛成できるものに仕上げることでできるのかによって、賛否を決定するべきものであるからです。

最後に、安倍総理が、我が党を初めとする野党の提案について謙虚に検討し、国家国民のためによいものは受け入れつつ、将来の世代に恥じることのない安全保障法制を整備する意思をお持ちなのかどうかをお伺いするとともに、我が党が、平和国家日本、専守防衛の国是を守り、国民の不安や疑念を払拭するために全身全霊をささげていく決意であることを申し上げて、私の党を代表しての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 太田和美議員にお答えをいたします。

法整備に当たり、女性が紛争で傷つくことがないようにする必要性についてお尋ねがありました。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であります。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、女性や子供、お年寄りを含め、全ての国民が紛争で傷つくことがないようにするためには、あらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行う平和安全法制の整備が不可欠であります。

これにより、紛争を未然に防ぐ力、すなわち抑止力はさらに高まり、日本が攻撃を受ける可能性は一層なくなっていくと考えます。

政府としては、女性の方々を初め多くの国民の

皆様に、法案の趣旨を御理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、国会審議においても、わかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

今回の法整備と立憲主義についてお尋ねがありました。

昨年七月の閣議決定における憲法解釈は、我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化しているという現実を踏まえ、従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、従来の昭和四十七年の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰結を導いたものであります。

また、そもそも、昭和四十七年の政府見解のうち、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとする部分は、昭和三十四年の砂川事件の、我が国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬとの最高裁判決で示された考え方と軌を一にするものであります。

新ガイドラインは、憲法に従って、法令の範囲内で実施すると明記しています。

平和安全法制は、これから国会で御審議いただくものであり、国会で後づけで認めさせるとの御指摘は全く当たりません。

このように、今般の平和安全法制は、これまでの憲法解釈の基本的な論理を維持したものであり、

恣意的な憲法解釈や憲法の信頼性も傷つけてしまうとの指摘は全く当たらず、立憲主義に反するものではありません。

日米関係の現状と日米両国の国際貢献の今後についてお尋ねがありました。

オバマ政権は、これまでさまざまな機会に、アジア太平洋重視政策を継続する旨、繰り返し強調してきており、同地域への関与を強化してきています。

米国がアジア太平洋地域重視政策を継続していることは、地域の安定と繁栄に大きく貢献するものであり、我が国として大いに歓迎しています。

平和安全法制は、国民の命と平和な暮らしを守り、日本と世界の平和と安全をより確かなものとするためのものです。この法制により、日米同盟の抑止力、対抗力は一層強化されることとなります。

その中で、先般、私は訪米し、オバマ大統領と新ガイドラインを確認するとともに、日米同盟がアジア太平洋や世界の平和と繁栄の確保に引き続き主導的な役割を果たしていくことで一致しました。

なお、御指摘のあった在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保し、日米同盟関係を維持強化していく上で極めて重要な役割を果たすものです。

先般の2プラス2においても、これが前方展開した日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援を示してきたことを確認しました。

米国議会演説で述べたとおり、自由、民主主義、

基本的な人権、法の支配といった基本的価値のきずなで結ばれた揺るぎない日米同盟が、二十一世紀においては希望の同盟として、国際社会が直面する課題に対処し、世界をよりよい場所にしてまいります。

平和安全法制の国会審議についてお尋ねがありました。

法案の国会審議のあり方については、国会が御判断される事柄であり、政府として申し上げることは差し控えたいと思います。

いずれにせよ、政府としては、女性を含む多くの国民の皆様、そして与党のみならず野党の皆様が御支持を御理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、今後の法案審議においても、わかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

海外派兵についてお尋ねがありました。

武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解しています。

このような従来からの考え方は、新三要件のもと、集団的自衛権を行使する場合であっても全く変わらず、新三要件から論理必然的に導かれたものであります。

今般の法整備において、新三要件は全て法律上明確に規定されているところであり、その論理的帰結である海外派兵の一般禁止の考え方について、重ねて規定する必要はないと考えています。

なお、機雷掃海については、その実態は、水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行

を確保することを目的とするものです。その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為であり、新三要件を満たすことはあり得ると考えております。

自衛隊員のリスクについてお尋ねがありました。なぜ平和安全法制を整備するのか、それは、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しくなり、我が国にとって、そして国民にとって、リスクが高まっているからであります。

国民の命と平和な暮らしを守るため、切れ目のない法制をつくり、そして日米同盟を強化する、それにより抑止力が高まれば、日本が攻撃を受けるリスクは一層下がるかと考えています。

そして、自衛隊員の任務は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くこととあります。今後とも、この任務には一切変わりはありません。

我が国有事は言うに及ばず、PKOや災害派遣など、これまでの任務も命がけであり、自衛隊員は限界に近いリスクを負っています。

法制の整備によって付与される新たな任務も、従来どおり命がけのものであります。そのため、法制の中で、隊員のリスクを極小化するための措置をしっかりと規定しています。

具体的に申し上げれば、部隊の安全が確保できないような場所で後方支援を行うことはなく、また、万が一、自衛隊が活動している場所やその近傍で戦闘行為が発生した場合などには、直ちに活動を一時中止または中断するなどして安全を確保することとしています。

もちろん、それでもリスクは残ります。しかし、

それはあくまでも、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために自衛隊員に負ってもらうものであります。

他方、リスクの存在を認識しているからこそ、自衛隊員は、高度の専門知識を養い、日々厳しい訓練を行っています。みずから志願し、危険を顧みず職務を完遂することを宣誓したプロとして、危険な任務遂行のリスクを可能な限り軽減いたします。これは今後も変わりはありません。

法整備により得られる、国全体の、そして国民のリスクが下がる効果は非常に大きいと考えています。このような判断を踏まえて、平和安全法制の整備を行うべきかと考えております。

法整備に関する他党の提案についてお尋ねがありました。

平和安全法制については、有識者懇談会での議論や政府内での時間をかけた検討、そして、自民党と公明党の与党協議会における二十五回に及ぶ徹底的な議論も経たものであり、我々としては、ベストな案をお示しできたと考えています。

多くの国民の皆様、そして、与党のみならず野党の皆様にも、法案の趣旨を御理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、丁寧に説明に努めてまいります。

今までのような、何でも反対の野党をつくるつもりはありません。一般の松野代表の発言を歓迎いたします。維新の党の皆さんとは、どうか、後世に責任が持てるような、建設的な議論を行わせていただきたいと思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。（拍手）

〔国務大臣中谷元君登壇〕

○国務大臣（中谷元君） 太田議員にお答えいたします。

法整備に伴う自衛隊員のリスクについてのお尋ねがありました。

これまでも、自衛隊員は、リスクを負って厳しい任務に当たってきました。

従来から、自衛隊の活動の実施に当たっては、事前調査チームまた連絡官の派遣、関係国や関係機関との情報交換などを通じて、活動地域の情勢等についての情報収集に努めてまいっております。活動の特性などに応じて、隊員の安全確保に十分な自己防護用の装備を携行しております。

また、派遣先国の社会的、文化的慣習等を尊重し、地域住民等との良好な関係構築、維持に努めてまいっております。

このように、隊員のリスクを極小化するための措置をしっかりと実施しております。

また、今回の平和安全法制においては、例えば国際平和支援法においては、防衛大臣は、部隊等の安全の確保に配慮しなければならないこと、円滑かつ安全に活動を実施する区域をあらかじめ指定すること、活動の実施場所またはその近傍で戦闘行為が行われる場合や、それが予測される場合、さらに部隊等の安全を確保するため必要と認める場合にも、部隊長等の判断で活動を一時休止などして危険を回避すること、活動が円滑かつ安全に実施することが困難である場合には、防衛大臣は活動の中断を命じなければならないことなどを規

定するなど、各活動の行動の性格を踏まえつつ、安全確保に係る規定を設けております。

これまでも、自衛隊は、任務拡大をしております。その都度都度ごとに、自衛官は、服務の宣誓をしたプロフェッショナルとして、厳しい訓練を重ねリスクを極小化してきたのです。今回の法改正に当たっても、法律に規定された措置によるリスク軽減策に加えて、このような努力を継続することは当然です。

それでも、リスクをゼロにすることはできませんが、我が国と国際社会の平和と安全、国民の幸せな生活を守り抜くため、自衛隊は、与えられた任務を着実に果たしてまいります。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（川端達夫君） 佐藤茂樹君。

〔佐藤茂樹君登壇〕

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平和安全法制整備法案並びに国際平和支援法案の二法案について、安倍総理に質問をいたします。（拍手）

政治の最も重要な責務は、我が国と国民を守ることにあります。

公明党と自由民主党は、国民の命と平和な暮らしを守る安全保障法制の整備について、昨年の五月から約一年にわたり、精力的に検討を行ってまいりました。

法整備の検討に当たり、公明党は、従来の政府解釈との論理的整合性や憲法九条の持つ法的規範

性が維持されたものでなければならぬと強く主張してきました。中でも、憲法九条のもとで許容される自衛の措置はどこまで認められるのかを突き詰めて議論した結果、昨年七月一日の閣議決定において、厳格な歯どめとなる新三要件が明記されました。

その後、この閣議決定を踏まえた国会での議論が積み重ねられるとともに、本年三月、与党間で法制整備の具体的方向性をまとめ、その中で、自衛隊の海外での活動を認める際の歯どめとして、国際法上の正当性、国民の理解と民主的統制、隊員の安全確保という三原則が公明党の提案で盛り込まれました。

このように、今般の平和安全法制はこれまでの国会審議や与党間における十分な論議を経て法案提出に至ったものであり、拙速であるとの批判は当たらないものと考えます。

他方、広範にわたる法整備の全体像を国民に理解していただくためには、わかりやすく丁寧な説明が必要です。本日から始まる本格的な法案審議を通じ、国民の不安や懸念を一つ一つ払拭していくことが大切であり、こうした観点に立って、以下、具体的に質問をさせていただきます。

初めに、新たな安全保障法制を整備する必要性について伺います。

内政や外交など、さまざまな課題がある中で、なぜ今安全保障法制の整備が重要なのか。特に、我が国を取り巻く安全保障環境がどのように変化し、法制上の措置が必要になったのか、具体的に

次に、安倍内閣の外交努力について伺います。我が国の平和と安全を守るためにまず大切なのは、紛争を未然に防止する外交努力です。外交を通じて平和を守る、この外交努力の上に、あらゆる事態を想定したすき間の安全保障体制の構築も車の両輪として生かされていくものと考えます。

そこで、具体的に伺います。

昨年七月の閣議決定にもあり、外交努力によって脅威の出現を未然に防ぎ、紛争の平和的な解決を図ることが、安全保障上、これまでも増して重要になると考えますが、改めて安倍内閣の方針について確認させていただくとともに、安倍政権発足以来、今日まで、どのような外交、対話努力を重ね、各国との平和友好関係を築いてこられたのか、お聞かせください。

次に、専守防衛について伺います。

憲法九条のもと、我が国は、専守防衛に徹し、他国に脅威を与える軍事大国とはならないという基本方針を堅持し、一貫して平和国家としての道を歩んできました。

この専守防衛こそ、平和国家にふさわしい、我が国防衛の基本的な方針であり、これを変えることがあっては断じてならないと考えます。

新三要件に該当する場合に新たに認められる自衛の措置を含む今般の法整備によって、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略である専守防衛の定義と基本方針が変わることになるのか、明確に答弁していただきたい。

次に、新三要件に該当する場合に認められる自